



# いなべ市新型インフルエンザ等 対策行動計画改定概要資料

# いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画について

## 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

## 対象とする感染症

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等、指定感染症、新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る））≡新興感染症

## 主な記載内容

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画
- ・ 各対策項目における発生段階ごとの対策の内容を具体的に示す

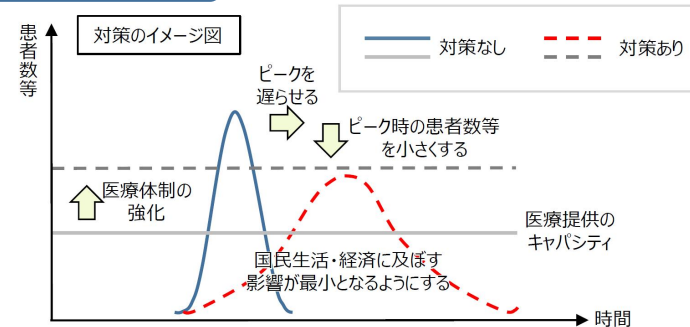
## 参考とする国・県の計画等

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）
- ・ 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月改定）

# いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画改定概要について

## いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

- 目的：①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命および健康を保護する。  
②市民生活・地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 内容：平時の準備や感染症発生時の発生段階ごとの対策の内容を具体的に示すもの。



## 改定の目的

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、これまで経験したことのない規模の感染拡大となり、社会全体に大きな影響を与えた。これは、**新興感染症によるパンデミックを想定した計画や、各関係機関間での連携体制などが整備されていなかったことにより**、保健・医療提供体制の確保に時間を要したことが一因である。このことから、次の新興感染症の発生・まん延時において、**新型コロナウイルス感染症での経験を活かし、迅速かつ的確な保健・医療提供体制の整備することができるよう、あらかじめ準備を進めることを目的とする。**

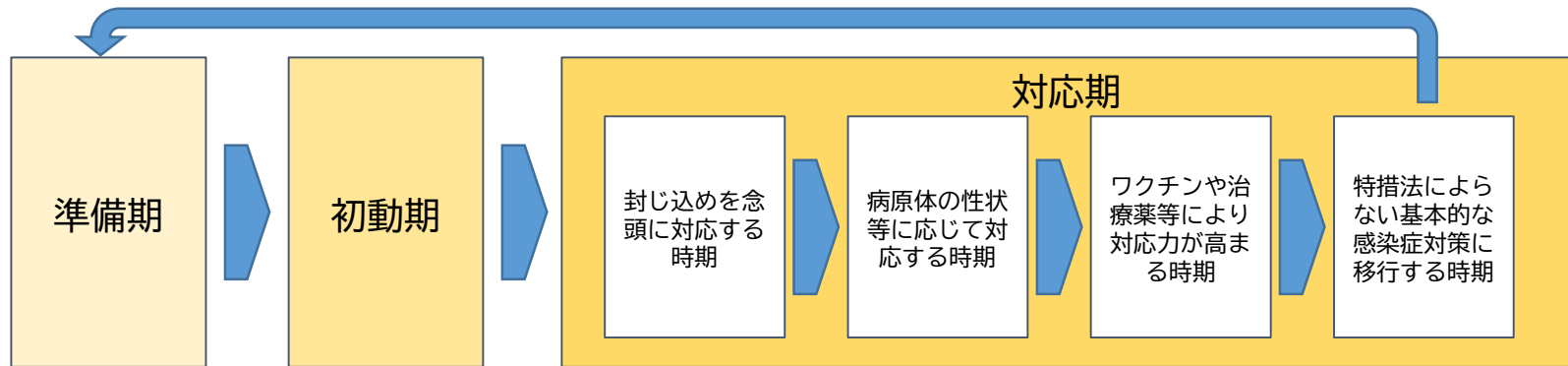
# 行動計画の改定ポイント

## ポイント① 平時の準備の充実

- ・国や県、市町村等の関係機関等との連携体制の構築、強化を平時から行うと共に、訓練等の定期的な実施により、計画の実効性を確保する。

## ポイント② 全体の構成の見直し

- ・全体を3期（準備期、初動期、対応期）の発生段階に分けて記載する。発生段階ごとの対策を記載し、発生前から終息まで一連の流れを持った対応を行うことを可能とする。



# 行動計画の改定ポイント

## ポイント③ 対策項目の見直し

・従前の市行動計画から対策項目の整理を行い対策項目を6項目から7項目へ拡充するとともに、各項目について精緻化を行った。特に、ワクチン・保健・物資について記載内容を拡充させるとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方などを整理した。

### 従前の対策項目

1. 実施体制
2. サーベイランス及び情報収集
3. 情報提供及び共有
4. 予防及びまん延防止
5. 医療
6. 市民生活及び市民経済の安定確保



### 改定後の対策項目

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 市民の生活および地域経済の安定の確保

# いなべ市新型インフルエンザ等対策行動計画各対策項目の取り組み

	準備期	初動期	対応期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生に備えた<b>実践的な訓練を実施。</b></li> <li>・専門家の意見を聴取しつつ、市行動計画等の作成・変更。</li> <li>・<b>新型インフルエンザ等対策に携わる職員等を養成。</b></li> <li>・国、県、市及び指定公共機関で情報共有や訓練を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府や県の対策本部設置に応じて市も対策本部設置を検討。</li> <li>・<b>必要に応じて人員体制を強化し、全庁的に対応。</b></li> <li>・国からの財政支援を活用。</li> <li>・対策に要する経費について必要に応じて地方債を発行することを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新型インフルエンザ等のまん延時に県に対し事務代行を要請。</b></li> <li>・対策実施のため他市町村や県へ応援を求めることを検討。</li> <li>・国の財政支援や地方債を活用し、財源の確保。</li> <li>・<b>緊急事態宣言後、直ちに市対策本部を設置し、迅速な措置を実施。</b></li> <li>・緊急事態解除後、速やかに市対策本部を廃止。</li> </ul>
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への地域実情に基づく説明を行い、情報提供の認知度・信頼度を向上。</li> <li>・コールセンター等設置準備を進め、<b>双方向のコミュニケーション体制を整備。</b></li> <li>・新型インフルエンザ等の患者の健康観察や生活支援のため、県との具体的な情報連携の手段を構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等へ地域実情を踏まえた情報提供を実施。</li> <li>・リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化。</li> <li>・国および県の要請に応じてコールセンター等を設置。</li> <li>・<b>人権相談窓口を開設し、偏見や差別の防止に向けた広報啓発活動を実施。</b></li> <li>・医療機関への風評被害防止に向け、適切な受診を呼びかけ。</li> <li>・偽・誤情報への適切な対処を行い、<b>市民へ科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等へ地域実情を踏まえた情報提供を実施。</li> <li>・リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化。</li> <li>・県との情報連携体制を強化し、必要に応じた情報提供。</li> <li>・国および県の要請に基づき、コールセンター等を継続。</li> <li>・引き続き人権相談窓口の周知と広報啓発を行い、正確な情報の提供を継続。</li> </ul>
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策（換気、マスク着用、手洗い、人混み回避等）の普及。</li> <li>・感染が疑われる場合の相談センターへの連絡や、不要不急の外出を控えることの理解促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国および県からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対し、基本的な感染対策やテレワーク、オンライン会議の活用を勧奨。</li> <li>・事業者職場での感染対策徹底を求め、従業員への基本的な感染対策等の勧奨。</li> <li>・<b>病院、高齢者施設等の施設管理者へ感染対策強化の勧奨。</b></li> <li>・集団感染リスクが高い施設等の管理者に基本的な感染対策の徹底の勧奨。</li> <li>・県からの要請や感染状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等の実施を検討。</li> </ul>
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>予防接種に必要な資材の確保方法を確認し、迅速に準備できるようにする。医療機関による資材準備を考慮。</b></li> <li>・ワクチン配送事業者の事前把握。</li> <li>・医療機関ごとのワクチン分配量の想定。</li> <li>・<b>医師会や病院等と連携し、集団接種の体制構築に必要な訓練を行う。</b></li> <li>・<b>特定接種や市民接種に向けた体制の準備。</b></li> <li>・市民に対する予防接種等について分かりやすい情報提供。不安や疑問に対応する双方向的なコミュニケーションの推進。</li> <li>・医師会及び関係団体との連携を強化し、予防接種施策を推進。</li> <li>・<b>予防接種事務のデジタル化に向けたシステム整備や接種対象者の情報登録システムの準備。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>接種会場や医療従事者の確保を行い、接種体制の基盤を整備。</b></li> <li>・準備期で必要と判断した資材を適切に確保。</li> <li>・地域医師会等の協力を得て医療従事者の確保を図る。</li> <li>・人口や年齢などの情報を基に接種予定数を把握し、接種勧奨や予約受付方法の検討。</li> <li>・<b>全庁的な実施体制を確保し、必要な業務を洗い出して担当部門を明確にし、効率的な業務運営を図る。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン使用実績等に基づき、接種希望者に応じた分配量を調整。供給に滞りや偏在などの問題が生じた場合は地域間で調整を行う。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる<b>地方公務員への集団での特定接種</b>を行う。</li> <li>・初動期に構築した接種体制を進め、医療従事者や設備等を確保。接種会場における感染対策の実施。</li> <li>・感染状況をふまえて、医療機関以外の接種会場の増設等の検討。</li> <li>・<b>接種による健康被害が発生した場合、必要な申請と審査に基づく給付等の対応を実施。</b></li> <li>・接種に関する情報を市民に周知し、接種状況や相談窓口など必要な情報提供を行う。</li> </ul>
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所が設置する会議体等を利用し、他の市町村、医療機関、消防機関等との意見交換や調整を通じて連携を強化。</li> <li>・<b>新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設で療養する場合の食事提供など、必要な支援を行うための関係機関との連携体制を構築。</b></li> <li>・高齢者、子ども、外国人、視覚・聴覚等が不自由な方々など<b>配慮が必要な者への情報提供方法について検討。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県設置の相談センターの周知を行い、国や県、保健所からの市民への情報提供に協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県からの協力依頼に応じ、発生状況や動向に関する情報の市民への理解を促進するための必要な協力を行う。</li> <li>・県（保健所）が実施する健康観察に協力。</li> <li>・<b>県からの、患者や濃厚接触者に関する情報を元に、民間事業者等と連携し食事提供や生活支援サービスの提供に協力。</b></li> <li>・情報発信等に配慮を要する方に対し、県や医療機関と連携し、適切な方法で感染症対策の周知・広報。</li> </ul>
物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資を備蓄。</b></li> <li>・備蓄状況を定期的に確認。</li> <li>・備蓄物資は災害対策基本法に基づく物資とも相互に兼ねることが可能。</li> </ul>	-	-
市民の生活および地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関及び内部部局間での情報共有体制を整備。</li> <li>・<b>支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進。</b></li> <li>・市民や事業者に対し、衛生用品や食料等の備蓄を勧奨。</li> <li>・要配慮者等への生活支援等の対応について、県と連携し実態把握と具体的な手続きを決定。</li> <li>・適正な火葬実施のため、地域の火葬体制を調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場の限界を超えた場合に備え、一時的な遺体安置施設の確保準備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>まん延の防止に関する措置による心身への影響を考慮した、メンタルヘルス対策や孤独対策等必要な施策を講じる。</b></li> <li>・要配慮者等への生活支援を実施</li> <li>・長期間の学校の臨時休業等々の発生時に教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。</li> <li>・生活関連物資等の需給・価格動向について調査・監視を実施し、必要に応じて適切な措置を講ずる。</li> <li>・火葬能力が限界を超えた場合の安置施設確保や人員確保。</li> <li>・<b>新型インフルエンザ等のまん延の防止措置等による影響を受けた事業者を支援するための措置を講じる。</b></li> <li>・水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。</li> </ul>

## 行動計画の改定ポイント

### ポイント④ 複数の対策項目に共通する横断的な視点

・ 3項目を複数の対策項目に共通して考慮すべき事項として設定し、各対策項目の強化を行った。

#### I. 人材育成

中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を重視

#### II. 国や県、市等との連携

国や県、市等との適切な役割分担を重視

#### III. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

DXの推進や技術革新による対応能力の強化を重視

## 行動計画の改定ポイント

### ポイント⑤ 市の役割

- ・市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

### ポイント⑥ 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理した。

## 国の行動計画改定の経緯

- 平成21（2009）年 新型インフルエンザ（H1N1）の対応を経験
- 平成24（2012）年 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 平成25（2013）年 同法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定
- 平成29（2017）年 同法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を一部修正
- 令和2（2020）年 新型コロナウイルス感染症の流行
- 令和6（2024）年 新型コロナ対応の経験をふまえ、初めて政府行動計画を抜本的に改定（令和6年7月2日 閣議決定）  
政府行動計画の改定をふまえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインを全面改定（令和6年8月30日）

# 関係法令

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（都道府県行動計画）

第七条都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

（市町村行動計画）

第八条市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。